

2026年4月1日

事業者の皆様へ

公立大学法人大阪理事長

工事関係の最低制限価格設定基準の改正について

標題について、下記のとおりお知らせします。

なお、改正後の規定は、2026年4月1日以降に公告する案件について、適用します。

記

1 改正を行う基準

- (1) 公立大学法人大阪工事請負契約に係る最低制限価格設定基準
- (2) 公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

2 主な改正内容

最低制限価格の算出に係るランダム係数処理を廃止。

※改正後のデータは、下記に掲載しておりますのでご確認ください。

[法人 HP > 入札・調達情報 > 調達・契約制度関係 > 規程・要綱等](#)